

(別表1)

注目される動植物の基準

- 1 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種
- 2 「文化財保護法」に基づく国指定特別天然記念物及び天然記念物
- 3 「日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト（レッドリスト）」、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」（環境省）の掲載種
- 4 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」（1998年水産庁）の掲載種
- 5 「栃木県版レッドリスト」、「レッドデータブックとちぎ」の掲載種

(別表2)

自然環境現況調査実施要領

1 調査内容等

自然環境概況調査により生息・生育が予測される貴重な動植物に関わる項目について、付表を基準として調査を実施する。

ただし、生息・生育環境を把握するための基本となる植生調査は必ず実施する。

2 自然環境保全対策

自然環境現況調査の結果を踏まえて、協定の内容に掲げる事項について、必要な自然環境保全対策を検討する。

3 調査報告

次のとおり報告書として取りまとめる。

(1) 調査者の所属及び職氏名

(2) 調査内容

ア 調査項目

イ 調査時期

ウ 調査方法

エ 調査範囲

(3) 調査の現況

ア 植物調査

イ 動物調査

(4) 自然環境保全対策

(5) 状況写真

(6) 参考文献

(7) その他参考資料

注) 「自然環境保全協定実施要綱」において、20ヘクタール未満の事業に関して現況調査の必要性があると決定する際の判断基準となる「希少な動植物」の基準については、環境省版レッドリスト及び栃木県版レッドリスト掲載種のうち、準絶滅危惧種以上のカテゴリーに属する動植物とする。

(別表3)

自然環境保全協定公表要領

1 趣 旨

この要領は、自然環境保全協定実施要綱（以下、「要綱」という。）6の（1）ウ及び（4）オに規定する公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 公表の対象

公表する事項は次のとおりとする。

（1）事業の概要（要綱5の（1）ウ）

- ア 土地利用の目的
- イ 位置
- ウ 面積
- エ その他参考となる事項

（2）協定の概要（要綱5の（4）オ）

- ア 事業の概要
- イ 協定締結日
- ウ 協定に定めた保全対策の概要
- エ その他参考となる事項

3 非開示情報

2に規定する公表する事項が、次の各号に掲げる情報のいずれかに該当する場合は、当該事項の全部又は一部を公表しない。

- （1）法令等の規定により公表することができないとされているもの
- （2）個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することができないが、公表することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- （3）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公表することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの
- （4）公表することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるもの
- （5）県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公表することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- （6）事業地及び事業地周辺における動植物の生息・生育に関する情報であって、公表することにより、当該動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあるもの

4 公表の方法

環境森林部自然環境課が栃木県ホームページに掲載する。

(付表)

調査項目		調査時期	調査方法	調査範囲
植物 調 査	植物相	1 植物相の状況 2 貴重な種の分布、その生育の状況及び生育環境の状況	植物の生育状況を把握するのに適した時期とする。 貴重な種については現況写真、分布、生育状況及び生育環境状況を記録する。	事業地及びその周辺
	植生	1 植生の状況 2 貴重な植生の分布、その生育の状況及び生育環境の状況	同上 調査地点を設定し、植物群落の種類、構造、立地条件等を記録し、現存植生図を作成する。 貴重な植生については現況写真、分布、生育状況及び生育環境状況を記録する。	同上
動物 調 査	哺乳類	1 動物相の状況 2 貴重な種の分布、その生息の状況及び生息環境の状況	動物の生息状況を把握するのに適した時期とする。 聞き取り調査のほか、調査ルートを設定し、踏査による目視、フィールドサイン法(糞、食痕、足跡等の形跡調査)及び調査地点を設定したトラップ法(小型哺乳類対象)とする。 種の目録を作成し、重要な種については分布、生息の状況及び生息環境の状況を記録する。	同上
	鳥類	同上	同上 調査ルートを設定したラインセンサス法及び調査地点を設定した定点センサス法とする。 種の目録を作成し、重要な種については分布、生息の状況及び生息環境の状況を記録する。	事業地及びその周辺並びに下流水域
	両生類 爬虫類	同上	同上 水系、池沼等に重点をおいて調査ルート及び調査地点を設定し、踏査による目視(個体、卵、死骸、脱皮殻、泣き声等)とする。 種の目録を作成し、重要な種については分布、生息の状況及び生息環境の状況を記録する。	同上
	魚類	同上	同上 聞き取り調査のほか、目視法、捕獲法(タモ網、すくい網、なげ網、釣り等)とする。 種の目録を作成し、重要な種については分布、生息の状況及び生息環境の状況を記録する。	同上
	昆虫類	同上	同上 目視法、捕獲法(一般採集、ベイトトラップ、ライトトラップ等)とする。 種の目録を作成し、重要な種については分布、生息の状況及び生息環境の状況を記録する。	同上